

京都市告示第276号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年10月21日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都広河原 美山線	左京区鞍馬本町821番地の1地先から	旧	メートル 188.10	メートル 3.80 ~ 6.00
	同町831番地地先まで	新	188.10	6.00 ~ 17.50
	左京区鞍馬本町829番地地先から	旧	52.60	5.00 ~ 7.20
	同町838番地地先まで	新	52.60	5.08 ~ 7.76

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経208号 線	右京区嵯峨鳥居本仏餉田町17番地の1地先から	旧	メートル 87.80	メートル 1.00 ~ 3.60
	同町23番地の3地先まで	新	87.80	3.82 ~ 6.52

(建設局土木管理部道路明示課)